

緊急連絡先

事件・事故など	110番		
	米原警察署		0749-52-0110
火災・救急など	119番		
	湖北地域消防本部		0749-62-0444
	災害情報案内		0749-65-0119 (電話応答サービス)
	湖北地域消防本部	米原消防署	0749-55-0108
	湖北地域消防本部	米原出張所	0749-52-0119
	米原消防署	伊吹出張所	0749-59-0111
水道の不具合	山東・伊吹・米原地域の方は 米原市役所上下水道課		0749-53-5173
	近江地域の方は長浜水道企業団		0749-62-4101
下水道の不具合	米原市役所上下水道課		0749-53-5174
電気の不具合	関西電力送配電(株)		0800-777-3081
ガスの不具合	大阪ガス(株)		0120-8-94817 (お客様センター) 0120-8-19424 (ガスもれ通報)
	プロパンガス		各ガス会社にお問い合わせください。
その他の緊急のお問合せ	米原市役所本庁舎		0749-53-5100
	米原市役所山東支所		0749-53-5170

家族・知人・親戚の名前	生年月日	血液型	会社や学校などの連絡先

避難場所までの簡単な地図やその他必要な連絡先などを書いておきましょう。

災害用伝言ダイヤル

災害時には、各家庭の電話や携帯電話がつながりにくくなります。
家族間の安否情報の確認は、通常の電話連絡以外にも、次のような手段があります。

- 【公衆電話】 公衆電話は、災害時には優先的につながります。近所の公衆電話の場所を確認しておきましょう。
- 【遠隔地の親戚】 電話は、被災地ではなく遠隔地にかけての方がつながりやすいため、遠隔地の親戚に各自が連絡を入れて、情報を集約してもらうことが有効です。
- 【災害用伝言ダイヤル171】 災害時にNTTから提供される「声の伝言板」です。使用方法を知っておきましょう。
(※サービス開始は、テレビ・ラジオなどで通知されます。)

<p>伝言の録音</p> <p>171 → 1 → 被災した-家の-電話番号 → 伝言を入れる (30秒以内)</p> <p>ガイダンス(説明) 被災者は自宅の電話番号を、被災地以外の方は被災地の方の電話番号を市外局番からブッシュする。</p>	<p>伝言の再生</p> <p>171 → 2 → 被災した-家の-電話番号 → 伝言を聞く</p> <p>ガイダンス(説明) 被災者は自宅の電話番号を、被災地以外の方は被災地の方の電話番号を市外局番からブッシュする。</p>
---	--

※携帯電話でも、「災害用伝言板サービス」が利用できます。使い方をあらかじめ確認しておきましょう。※災害直後は、緊急でない電話はなるべく控えましょう。

防災ハザードマップ

地震災害



風水害



土砂災害



原子力災害



目次

はじめに		避難について考えましょう	19
冊子の活用方法	1	地域の水害リスクを考えましょう(想定最大規模マップ)	21
災害に備えましょう	2	地域の水害リスクを考えましょう(計画規模マップ)	31
地震災害		原子力災害	
米原市を襲う地震を知りましょう	3	原子力災害について知りましょう	53
地震が起きたらどうなるかイメージしましょう	7	避難までの流れを知りましょう(現在の国の基準)	54
震度と想定される被害の関係を知りましょう	7	原子力発電所で事故が起きたときの対応を知りましょう	55
地震時の行動を考えましょう	8	避難の指示が出たときの対応を知りましょう	56
風水害・土砂災害		市民の対策	
風水害などの基礎知識を知りましょう	9	米原市防災ハザードマップの使い方を知りましょう	57
米原市を襲う水害・土砂災害を知りましょう	11	わが家の避難行動方針を考えましょう	58
洪水ハザードマップで地域の災害リスクを知りましょう	12	地震への防災対策に取り組みましょう	59
水害時に役立つ情報・心得を知りましょう	13	風水害への防災対策に取り組みましょう	60
いろいろな情報収集手段を知りましょう	15	非常持出品・非常備蓄品を準備しましょう	61
大雨警報などの危険度分布の確認方法を知りましょう	17	自主防災組織へ参加しましょう	62

冊子の活用方法

「米原市防災ハザードマップ」は、市で起こり得る災害とその被害の想定を地図に示した「ハザードマップ」です。もしものときに少しでも被害を軽減するために、市民の皆さんは、想定される災害と被害を知り、対策を考え、実際にできることから取り組んでください。

1 知る

「米原市防災ハザードマップ」は、市で想定している被害の規模や範囲を地図で示しています。まずは、自分の家や学校、勤務先などに、どのような災害と被害が想定されているかを知りましょう。



2 考える

想定される災害と被害をもとに、いざという時に何をしなければならないのか考えてみましょう。「米原市防災ハザードマップ」に記載されている災害時に発表される情報や、とるべき行動、心得などを参考にしてください。また、避難所での感染症対策について、家庭や地域で考えておきましょう。



3 取り組む

災害に対応するには、日ごろの備えが重要です。災害が発生する前から防災対策に取り組み、いざというときに備えましょう。



はじめに

災害に備えましょう

震災や台風、局地的大雨での洪水被害など、近年全国各地で自然災害が多く発生しており、市民の皆さんには日ごろから家庭や地域で災害に対する備えを行っていただく必要があります。

市では、いつ発生するかわからない災害に備えて、地域における助け合い、自主防災組織の強化を図るなど、災害に強いまちづくりを推進しています。いざというとき、あわてず行動ができるよう、このマップを参考に、避難所や避難方法などを家庭や地域で話し合しましょう。



米原市総合防災訓練

このマップに記載されている災害

このマップは、市で想定される災害(地震災害、風水害(雪害)・土砂災害、原子力災害)に関する情報についてまとめたものです。



『災害が発生したとき』は

- まずは身の安全確保!**
自分の身の安全を確保し、正確な情報を集めましょう。
- 迅速で安全な避難!**
日ごろから非常持出品を準備し、安全を確保しながら避難しましょう。
- 避難したら戻らない!**
安全が確認されるまでは、自宅などに戻るのを避けましょう。
※詳しくは、このマップの各災害編をご確認ください。

米原市の避難場所(避難所)

市内には広域避難所、自治会避難場所、福祉避難所、民間等協力緊急避難所などの避難場所があります。詳しくは、21~52ページの各ハザードマップでご確認ください。

広域避難所
災害時に身を守るために住民の皆さんが、一時的に避難する場所で、住居などが被災した方の応急生活の場所になります。小中学校や公民館などの公共施設で、市が指定・管理を行います。災害時には状況に応じて学区内の施設に限らず、最も近くて安全な場所に避難してください。

自治会避難場所
災害時に身を守るために住民の皆さんが一時的に避難したり、自治会(自主防災組織)が集団を形成する場所で、住居などが被災した方の応急生活の場所になります。自治会内の集会施設や公園、広場などで、自治会(自主防災組織)が指定・管理を行います。

福祉避難所
特別な配慮を必要とする方が、福祉施設などに緊急入所できない場合に避難する場所になります。

民間等協力緊急避難所
災害時に孤立し、広域避難所または自治会避難場所まで避難することができない場合など、緊急でやむを得ない場合に限り、市から民間事業所に要請して避難所を開設します。